

朝霞市内循環バス運行見直し方針(案)に関する ご意見をお寄せください。

朝霞市内循環バス「わくわく号」は、既存バス路線の補完機能として公共交通不便地域^{※1}の利便性向上や公共施設へのアクセス利便性、移動制約者^{※2}の移動手段の確保等を目的に運行してきましたが、近年の市街化の状況や交通事情等の変化により、運行ルート等の一部見直しの要望が多く寄せられるようになりました。

市では、昨年8月に市民の方々と交えた検討委員会を設置し、市内循環バスの利用実態調査やアンケート調査を行い、見直し方針(案)の策定に向けて検討を行ってきました。

市民の皆さんからご意見等をいただき、市内循環バス運行見直し方針を策定したいと考えています。ぜひ、ご意見等をお寄せください。

※1 公共交通不便地域とは…法令等で定められた基準はありませんが、おおむね鉄道駅から700m以上離れ、バス停留所から300m以上離れた地域としています。

※2 移動制約者とは…高齢者や自動車を利用できない方など、公共交通以外に移動手段がない方々です。なお、市内循環バスは、バス停まで自力でいける人を対象とし、福祉目的の戸口輸送(ドア・トゥー・ドアのサービス)を必要とする人は対象に含んでいません。

～ この見直し方針(案) に関する パブリックコメント(意見募集)を行います ～

朝霞市内循環バス検討委員会により取りまとめられた「朝霞市内循環バス運行見直し方針(案)」について、市民の皆さんのご意見を募集します。

意見募集期間／4月1日(水)～4月30日(木)(消印有効)

意見を提出できる方／市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体

意見提出方法／住所、氏名およびご意見を記入のうえ、郵送、ファックス、メールまたは直接提出してください。

公表資料／朝霞市内循環バス運行見直し方針(案)

資料閲覧場所／市政情報コーナー、内間木支所、各出張所、各公民館、図書館(本館・北朝霞分館)、市ホームページ、道路交通課窓口

意見の公表／提出されたご意見に対して、個別に回答は行いません。また、意見の内容以外の個人情報公表しません。

注意事項／応募用紙の様式は問いません。電話での受け付けはできません。提出されたご意見は、後日、市ホームページ等で公表する予定です。

提出先・問い合わせ／

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所道路交通課
内線2263・2265 ☎048-463-1514(直通) ☎048-463-9490

☐ dorokotu@city.asaka.saitama.jp

(メールで送信の場合は添付ファイルとせず、件名を「市内循環バスの意見」として送信してください。)